

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定め が明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する 開示
項目	第 34 回ディスクロージャー専門委員会及び第 426 回企業会計基準 委員会で聞かれた意見及び対応案（見積りの開示）

本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 34 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 2 月 20 日開催）（以下「第 34 回専門委員会」という。）及び第 426 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 25 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、第 33 回専門委員会（2020 年 2 月 5 日）及び第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）での議論を踏まえて、コメント対応表の修正を提案した。

【第 34 回専門委員会で聞かれた意見】

本会計基準で求められる開示と他の会計基準で求められる開示との関係について、本会計基準本文にて言及しないことに反対しない意見

3. 論点の項目 1)¹に関して、基本的に IFRS では、個別の会計基準において開示の要求事項がある程度整備されており、そのうえでバスケット条項的な会計基準が存在するという位置づけになっていると考えている。日本基準においても同様の位置づけで本会計基準を開発していることを ASBJ が明言する、又はそのようなニュアンスの表現を行うことは困難であると考えられるため、会計基準本文において特段言及しないという ASBJ 事務局の提案に反対しない。

（対応案）

¹ 第 34 回専門委員会 資料(2)参考資料及び第 426 回企業会計基準委員会 審議事項(4)参考資料 1 のコメント対応表の関連箇所は、別紙 2 を参照。

ASBJ 事務局の提案の方向性に反対しない意見である。

KAM との関係について本会計基準には記載しないことに同意する意見

4. 論点の項目 57) の KAM に関しては、恐らく会計基準内には記載できないであろうと想定していたため、致し方ないが、ASBJ 事務局の対応案でよい。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案の方向性に同意する意見である。

修文に関する意見

5. 論点の項目 11) への対応案に関しては、業界全体に亘る経営環境の変化なども考えられるため公開草案で提案した記載を維持する提案の方向性に賛成する。ただし、文章が理解しづらいため修文を検討してほしい。

(対応案)

コメントへの対応を修文する。

【第 426 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

6. 特に意見は聞かれなかった。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案

【第 34 回専門委員会で聞かれた意見】

開示目的の修文案に関する意見

7. 基準文案第 4 項²の開示目的について、「リスク」という用語は、日本では不利な方向のみにとらえられる可能性があるため、有利な場合と不利な場合の両方を含む旨の説明を付すことに賛成する。
8. 「リスク」という用語はベストな表現ではないと思われるが、IFRS の任意適用企業が相当数あり、これら企業が「リスク」という訳語が当てられた翻訳版 IFRS を用

² 第 34 回専門委員会 資料(2)-1 及び第 426 回企業会計基準委員会 審議事項(4)-2 でお示しした基準文案の関連箇所は、別紙 1 を参照。

いて実務を行っていることに鑑みると、「リスク」という用語にすることが最も実務が安定すると考えられるため、致し方がないのではないかと。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案の賛成する意見である。

例示の取扱いに関する意見

9. 基準文案第 24 項にあった例示が削除されているが、当該例示は、例示することによるチェックリスト化への懸念と実務運用の安定性の担保とのバランスを取って公開草案に含めたものと理解している。このレベルの例示の削除であれば実務上耐え得ると思うが、これ以上の削除はすべきではない。

(対応案)

ASBJ 事務局の提案の方向性に同意する意見である。

「比較的少数の項目を識別することになると考えられる」の表現は違和感があるとする意見

10. 基準文案第 26 項では、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する、だから、比較的少数の項目を識別するという表現になっていると考えられるが、文章的なつながりに違和感がある。

(対応案)

本記載の趣旨は、本会計基準では、企業の行ったすべての見積りについて開示することを求めているわけではなく、開示目的に照らして、金額的な大きさと発生可能性の両方を勘案して重要であると判断されるものを開示することを求めているため、実際に行われた見積りの数に比べれば、少数の見積りが開示されることが想定されるというものである。そのため、本記載を維持することが考えられる。

「前年度と当年度」の表現に関する意見

11. 基準文案第 22 項の「前年度と当年度」という表現は必要なのか。記載する場合でも「当年度と翌年度」とすべきではないかと。

(対応案)

翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすかどうかを評価する文脈では、時点を特定することが重要となる一方、当該記載は、見積りと実績との差異、及び見積りの更新による差異について言及しているだけであり、時点は必ずしも厳格に特定する必要はないと考えられる。そのため、現状の記載を維持することが考えられる。

修文に関する意見

12. 基準文案第 9 項の連結財務諸表を作成している場合における個別財務諸表の注記に関する修文案は、項目名も含めすべて連結財務諸表の注記を参照できるようにも読めるため、何について参照できるのかを明確にすべきである。
13. 基準文案第 19 項の考慮すべき将来の期間の検討経緯に関して、また書き以降の翌年度の財務諸表への影響と、翌々年度以降の財務諸表への影響との関係についての記載は、当該議論を知らない人が読むと違和感を持つと思われるため、記載を補う必要がある。
14. 基準文案第 28 項の「財務諸表に計上された金額ではなく」という表現は、財務諸表計上額とは別の金額を指しているような誤解を招き得るため、「内数」「(財務諸表計上額に) 含まれる」といった記載を補足しても良いのではないか。
15. 基準文案第 30 項について「…金額の算出方法に対するインプットとして想定される数値(定量的な情報)であることもあれば、状況(定性的な状況)又は、数値と状況の双方の場合もあると考えられる。」の「状況」という用語では、ASBJ が意図した内容が作成者に対して明確に伝わらないのではないか。「金額算出の前提となる状況」等が考えられるのではないか。

(対応案)

文案の検討の中で記載を検討する。

【第 426 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

16. 基準文案第 22 項について、次の点を見直してほしい。
 - (1) 「見積りと実績との差異」という表現が適切であるか。
 - (2) 「見積りと実績との差異又は見積りの更新による差異には、前年度見積もることができなかった項目について当年度新たに見積ることが可能となった場合の

影響を含まない。」とあるが、含むのではないか。

(対応案)

- (1) 第 17 項を修文し、説明を加える。
- (2) 第 22 項は、基準文案の対象とする会計上の見積りに関する開示の対象が企業会計基準第 24 号第 4 項(7)で定義される見積りの方法の変更を行ったことによる変更の影響を含まないことを意図している。第 22 項を修文し、前年度見積もることができなかった項目について当年度新たに見積ることが可能となった場合の影響を含まない旨の記載は削除した。

修文に関する意見

17. 基準文案第 22 項の「①見積りと実績との差異又は②見積りの更新による差異」(「①」「②」は ASBJ 事務局追加) の記載について、②は副次的なものであり、財務諸表利用者への開示の必要性の観点から、①と並列で書くほどのものではないのではないか。

(対応案)

IAS 第 1 号第 125 項にある「重要性のある修正³」が発生する場合については、①実績が明らかになり、見積りととの差異が明確になること及び②見積りを更新することによりその差異が発生すること、の 2 つがあると ASBJ 事務局は理解している。②のように、長期に亘って見積りを続けていくしかなく、実績の発生までの期間に徐々に見積りが精緻化されていく場合も考えられることから、①と②はあくまでセットになるのではないかと考えている。

18. 基準文案第 22 項の「前年度と当年度とで見積りの方法の変更を行った場合の影響や、前年度見積もることができなかった項目について当年度新たに見積ることが可能となった場合の影響を含まない」の記載について、この記載だけでは理解が難しいのではないか。見積りが、方法、仮定及びデータで構成されている旨は監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」に記載されており、それが周知される

³ 125 企業は、報告期間の末日における、将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものに関する情報を開示しなければならない。当該資産及び負債に関して、注記には次の事項の詳細を記載しなければならない。(下線は ASBJ 事務局追加)
(以下略)

ことで徐々に理解が深まると考えられるが、現時点では、文案に詳細な内容は記載せず、理解しやすい説明に留める方が良いのではないかと。

(対応案)

当該記載は、「見積りの方法の変更」と「見積りの前提となる状況又は仮定が見直されること」の区分を明確にしてほしいという論点の項目 12) に対応して追加したものであるが、本資料第 16 項(2)のとおり修文する。

19. 基準文案第 22 項に記載のある「見積りの方法の変更」については、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にて定義されたものと同じであることを明確にした方が良いのではないかと。

(対応案)

指摘を踏まえ、修文する。

以 上

**第 34 回専門委員会及び第 426 回企業会計基準委員会にてお示しした基準文案
(関連する項のみ抜粋)**

(HP では非公表)

第 34 回専門委員会及び第 426 回企業会計基準委員会にてお示ししたコメント対応表
(関連する箇所のみ抜粋)

(HP では非公表)